

岡山市有料指定袋売りさばき人・粗大ごみ処理券売りさばき人 募集要項 (申請を希望される方は全て必ずお読みください。)

岡山市では、平成21年2月から可燃性のごみ・不燃性のごみの有料化を全市で実施しました。これに伴い、新たに、本市が指定するごみ袋及び粗大ごみ処理券（以下「有料指定袋等」といいます。）を販売する「有料指定袋売りさばき人・粗大ごみ処理券売りさばき人（以下「指定袋等売りさばき人」といいます。）」を募集します。

1 指定袋等売りさばき人について

(1) 概要

本市より指定を受け、有料指定袋等を売りさばいていただきます。

(2) 主な業務

- ①有料指定袋等の保管・管理及び売りさばき
- ②有料指定袋等の発注及び納品数に応じたごみ処理手数料の納付

(3) 有料指定袋・粗大ごみ処理券取扱店の表示

有料指定袋・粗大ごみ処理券取扱店を示すステッカーを交付します。

2 売りさばく有料指定袋等の種類及び手数料の額等

			金額	販売単位	1組・1枚当たりの金額		店舗等への 仕入れ単位
					市民への 販売額 (①)	取扱手数料 (①×8% +消費税)	
有料 指定袋	可燃性 ごみ・不 燃性ご み	大(45ℓ)	50 円/枚	1組 (10 枚/組)	500 円	44 円	1箱 (500 枚/箱)
		中(30ℓ)	30 円/枚		300 円	26.4 円	
		小(20ℓ)	20 円/枚		200 円	17.6 円	
		特小(10ℓ)	10 円/枚		100 円	8.8 円	
		超特小(5ℓ)	5 円/枚		50 円	4.4 円	
粗大 ごみ 処理券	粗大 ごみ	1,500 円券	1,500 円/枚	1枚	1,500 円	132 円	1冊 (10 枚/冊)
		1,000 円券	1,000 円/枚		1,000 円	88 円	
		500 円券	500 円/枚		500 円	44 円	
		200 円券	200 円/枚		200 円	17.6 円	

例1：有料指定袋45ℓを1箱（50組入り）発注する場合（上記の表参考）

- ・有料指定袋45ℓ1箱 500円×50組＝25,000円
- ・取扱手数料* 44円×50組＝2,200円

市に対しては、上記を相殺した金額を支払うことになり、
金額は、25,000円－2,200円＝22,800円 となる。

*取扱手数料は、8％に消費税（10％）を乗じた金額となり、
有料指定袋45ℓの場合は、
500円×0.08×1.10＝44円

例２：粗大ごみ処理券１，５００円券を１冊（１０枚入り）発注する場合（上記の表参考）

- ・粗大ごみ処理券１，５００円券 １，５００円×１０枚＝１５，０００円
- ・取扱手数料* １３２円×１０枚＝１，３２０円

市に対しては、上記を相殺した金額を支払うことになり、

金額は、１５，０００円－１，３２０円＝１３，６８０円となる。

*取扱手数料は、８％に消費税（１０％）を乗じた金額となり、

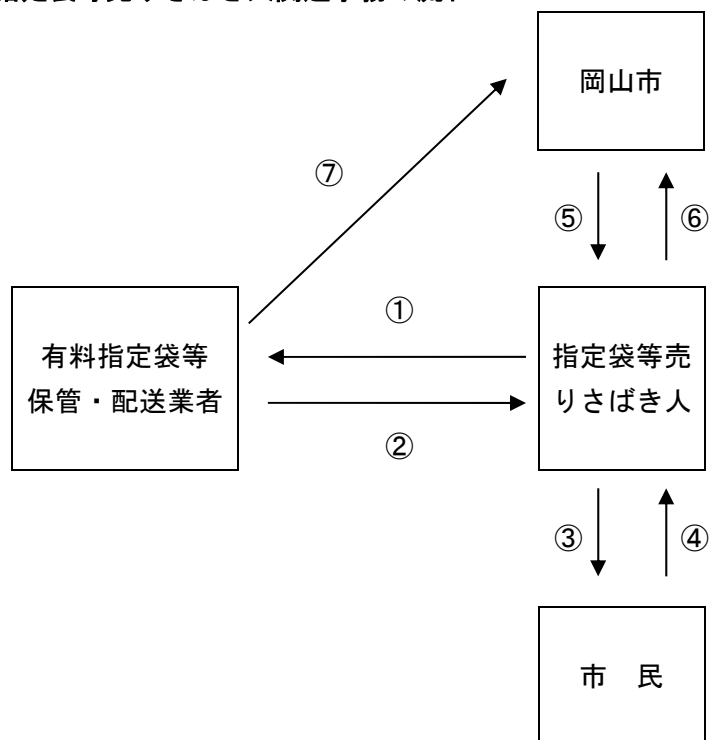
粗大ごみ処理券１，５００円券の場合は、

１，５００円×０．０８×１．１０＝１３２円

３ 売りさばきにあたっての注意事項

- (1) 有料指定袋等は証紙であり、売りさばきは商品の販売ではありません。有料指定袋等の「価格」は条例で定める「ごみ処理手数料」であるため、券面額で売りさばいてください。また、袋のばら売りは認められません。
- (2) 市民から不良品の申し出があった場合は、確認の上、販売単位で交換してください。交換した袋は、市が回収しますので、売りさばき人において保管してください。不良品以外の事由による交換・返品はできません。

４ 有料指定袋等売りさばき人関連事務の流れ



- ①指定袋等売りさばき人は、有料指定袋等保管・配送業者へ有料指定袋等を発注する。
- ②指定袋等売りさばき人は、配送された有料指定袋等の数量を確認し、受領書を配送業者に渡し、納品書を保管する。
- ③指定袋等売りさばき人は、有料指定袋等を市民に売りさばき、在庫管理を適正に行う。
- ④指定袋等売りさばき人は、市条例に基づく処理手数料を市民から領収する。
- ⑤市は、有料指定袋等の保管・配送業者からの配送実績に基づき、月末締めでごみ処理手数料

納入通知書を作成し、各指定袋等売りさばき人に送付する。

⑥指定袋等売りさばき人は、市から送付された手数料納入通知書を受領した日から30日以内に、市指定金融機関等に納入する。

⑦各有料指定袋等取扱店への配送内訳と毎月の出入庫及び在庫状況の報告を行う（月報）。

5 募集対象

(1)生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に販売することを業とする者

例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人店舗など

(2)地域住民に販売する場合の町内会

6 指定要件

下記①から⑦の全ての条件を満たすこと。

① 店舗又はこれに類する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とする者。

※店舗については、長時間（概ね8時間程度）営業しており、通常販売できるなど、市民が利用しやすいこと。ただし、町内会及び区は必ずしも店舗形態は要しません。

② 経営の安定性及び継続性が認められる者。

③ 売りさばく店舗又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務のとりまとめが可能であるもの。

④ 防犯設備等により、有料指定袋等の保管を確実にできる者。

⑤ 暴力団の関係者でない者。

⑥ 会計事務等本市の事務手続きを遂行することができる者。

⑦ 本市が実施する「有料指定袋制及び粗大ごみ戸別収集制度」の趣旨を理解し、協力する者。

7 提出書類

(1) 岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき人指定申請書 1部

（別添 PDF ファイルよりダウンロードしてください）

(2) 市町村が発行する市町村民税に関する納税証明書 1部（コピーは不可）

① 法人の場合 法人市町村民税の納税証明書

・確定申告期限が到来した直近事業年度分の法人市町村民税の納税証明書

・資金設立した法人で、最初の確定申告期限を迎えていない法人については、個別に環境事業課までお問い合わせ下さい。

② 個人の場合 個人市町村民税の納税証明書

・直近年度分の個人市町村民税の納税証明書

・直近年度分の個人市町村民税が課税されていない場合は、「課税なし」の旨が記載されている課税証明書

(3) 法人の場合は、過去1年間分の決算書、個人の場合は過去1年間の税務申告書 1部

(4) 地図（様式は問いません） 1部

・小売店の場合は、店舗所在地の地図

・町内会及び区の場合は、指定袋等を保管・販売する予定となる場所の地図

(5) その他

・小売店の場合は、店舗外観の写真 1枚

・町内会及び区の場合は、規約の写し

8 申込方法

提出書類をそろえ、１８０円切手を貼付した返信用封筒（角２封筒（Ａ４用紙が入るもの）に申込者の住所、氏名、郵便番号を記入）を添えて、岡山市 環境局 環境部 環境事業課に郵便にてお申込み下さい。

また、提出書類に不備がある場合につきましては、修正していただく場合がありますのでご了承ください。

なお、スーパーなどのチェーン店の場合は、会計処理等の効率化を図るため本部で売りさばき人の指定を受けることができます。その際は、本部代表者名で申請のうえ、各店舗の情報（別紙）も記載のうえ、ご提出ください。

9 募集期間

随時募集しております。

10 審査結果の通知

提出されました申込書類をもとに、本市で審査の結果、指定袋等売りさばき人の指定ができると判断された方は関係書類を発送します。また、審査の結果、指定袋等売りさばき人の指定ができないと判断された方には、その旨を書面にて通知します。

【申し込み先・お問い合わせ先】

岡山市 環境局 環境部 環境事業課

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目１番１号

TEL 086-803-1297 / FAX 086-803-1876

E-mail kankyoujigyou@city.okayama.jp